

平成16年度奈良県道徳教育振興会議実施要項

奈良県教育委員会

1 趣 旨

学校や家庭における道徳教育をより効果的に推進するための助言や提言を行うとともに、児童生徒の心に響く道徳教育推進事業などの道徳関連事業とも連携しつつ、その成果の普及を図るとともに、道徳教育の重要性を学校・家庭・地域社会に啓発する。

2 奈良県道徳教育振興会議の設置

(1) 目的

奈良県教育委員会は、「奈良県道徳教育振興会議」（以下「会議」という。）を設置し、学校や家庭の道徳教育の充実・振興に役立てる。

(2) 委員の構成

学識経験者	1名（大学関係者等）
P T A関係者	1名（保護者代表）
企業関係者	1名
報道関係者	1名
社会教育関係者	2名
学校教育関係者	7名（幼稚園、小・中学校の教員）
教育行政担当者	3名（指導主事並びに市町村教育委員会関係者）

(3) 委員の任務

ア 委員の中から会長を互選し、会長は会議の運営及び総括に当たる。

イ 委員は、本事業の趣旨に基づき、次の内容から課題を設定し、道徳教育についての意見・方策等を提言する。

- 学校における道徳教育の充実・振興を図るための道徳学習教材開発や指導方法の改善、教員の指導力の向上及び家庭や地域社会との相互連携の在り方について
- ボランティア活動や勤労体験学習の振興方策をはじめ、学校における道徳的体験活動の充実を図るための方策について
- 県内の道徳教育振興のための諸方策等について（児童生徒の心に響く道徳教育推進事業などの道徳教育関連事業について、市町村と連携しつつ総合的な企画を行い、その成果について普及・啓発を行う。）
- 道徳教育の充実・振興について、県民的運動になるような気運を醸成していくための方策について

(4) 会議の開催及び方法

ア 会議は、会長の要請により必要に応じて学校教育課長が招集する。

イ 会議の開催は、年間5回程度とする。

ウ 会議には、必要に応じて部会を設けることができる。

(5) 事務局の設置

会議の事務局は、県教育委員会事務局学校教育課に設置する。

ア 構成

事務局は、学校教育課指導主事 3 名で構成する。

イ 任務

事務局員は、会議における資料作成、記録、会議運営の補助等を担当する。

(6) 委員の任期

委嘱（任命）した日から平成17年 3 月31日までとする。

3 事業の実施

県教育委員会は、会議において検討し提言されたことがら等を市町村教育委員会に周知するとともに、県広報紙等に掲載したり、県域放送を活用したりするなど広く県民に啓発、普及するよう努めるものとする。